

## 朝鮮学校就学補助金の詳細、支出の法的根拠、過去の実績について

管理部 学事課

## 1 朝鮮学校就学補助金の詳細

市内に居住している伊丹朝鮮初級学校又は尼崎朝鮮中級学校に在籍する児童又は生徒の保護者に対して、就学補助金を交付することにより、その経済的負担を軽減することを目的としている。

(単位：円)

	補助金額（年額）
伊丹朝鮮初級学校児童保護者	140,000
尼崎朝鮮初中級学校生徒保護者	140,000

## 2 補助金支出の法的根拠

「地方自治法第232条の2」に地方公共団体が公益上必要な場合においては、補助することができる」と規定されており、「朝鮮学校就学補助金交付に関する要綱」（別紙）に基づき交付している。

## 3 過去の補助実績（過去5年分）

(単位：円)

年度	伊丹朝鮮初級学校			尼崎朝鮮初中級学校			合計
	補助単価 (年額)	人数	小計	補助単価 (年額)	人数	小計	
H30 (2018)	140,000	7	980,000	140,000	5	700,000	1,680,000
R1 (2019)	140,000	8	1,120,000	140,000	3	420,000	1,540,000
R2 (2020)	140,000	11	1,540,000	140,000	4	560,000	2,100,000
R3 (2021)	140,000	11	1,446,560	140,000	1	140,000	1,586,560
R4 (2022)	140,000	6	840,000	140,000	3	420,000	1,260,000
合計		43	5,926,560		16	2,240,000	8,166,560

(別紙)

## 朝鮮学校就学補助金交付に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊丹朝鮮初級学校又は尼崎朝鮮中級学校（以下「朝鮮学校等」という。）に在籍する児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者に対して就学補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、その負担を軽減することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、「保護者」とは、児童等（宝塚市において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記載されている者で、日本国籍を有しないものに限る。）の保護者のうち、宝塚市において住民基本台帳に記載されている者で、児童等の授業料、施設維持費等（以下「授業料等」という。）の納入義務を負っているものをいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付対象者は、授業料等を朝鮮学校等に納入した保護者とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の交付額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金は、保護者が授業料等を納入した期間について交付する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、毎年、宝塚市就学補助金交付申請書に市長が定める書類を添え、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、宝塚市就学補助金交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を行う場合において、補助金の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該交付決定に条件を付することができる。

(交付決定額の変更)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、交付決定のあつた金額の変更を受けようとするときは、宝塚市就学補助金変更交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による申請について適用する。

(補助金の請求及び交付)

第8条 補助決定者は、市長に就学補助金請求書兼口座振替依頼書を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、1年分の補助金を1月末に交付する。ただし、1月以後に請求があったときについては、当該請求があった日から1月以内に補助金を交付する。

(異動の報告)

第9条 補助決定者は、補助金の交付申請後、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに

異動届により市長に報告しなければならない。

- (1) 児童等が退学したとき。
- (2) 児童等及び保護者に住所等の変更があったとき。

(手続の代理)

第10条 保護者は、申請、請求及び受領に関する手続を児童等が在籍する伊丹朝鮮初級学校長又は尼崎朝鮮中級学校長（以下「学校長」という。）に委任するものとする。

2 保護者の委任を受けた学校長は、補助金の交付申請時に、市長に申請者の委任状を提出しなければならない。

(補助金の配分及び報告)

第11条 学校長は、補助金を受領したときは、速やかに補助決定者に配分し、配分後遅滞なく配分実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による配分実績報告書の提出があったときは、当該報告に係る書類を審査し、当該交付の成果が補助金の交付決定及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助決定者に通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の額が交付決定額と同額であるときは、前項に規定する通知を省略することができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を越える補助金が補助決定者に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じることができる。

(様式)

第14条 この要綱に規定する就学補助金交付申請書等の様式は、別に教育長が定める。 (委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に教育長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、改正後の宝塚市宝塚朝鮮初級学校児童保護者就学補助金及び宝塚市尼崎朝鮮中級学校生徒保護者就学補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」とい

う。)の規定は、平成10年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

2 平成10年度の補助金については、改正後の要綱第8条第2項の規定にかかわらず、3月末までに交付する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の規定は、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の朝鮮学校就学補助金交付に関する要綱の規定は、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の朝鮮学校就学補助金交付に関する要綱の規定は、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の朝鮮学校就学補助金交付に関する要綱の規定は、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の朝鮮学校就学補助金交付に関する要綱の規定は、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の朝鮮学校就学補助金交付に関する要綱の規定は、平成25年度分の補助金から適用する。

#### 別表（第4条関係）

区 分	補助金額（年額）
伊丹朝鮮初級学校児童保護者	140,000円
尼崎朝鮮中級学校生徒保護者	140,000円

備考 月割で交付する場合は、年額を12で除して10円未満を切り捨てた額とする。